



2023年6月23日

各位

会社名 株式会社パスコ
代表者名 代表取締役社長 高橋 識光
(コード：9232東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 グループ経営・経理・
広報・IR・総務担当 宮本 和久
(TEL. 03-5722-7600)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました2023年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

2023年1月、業務監査部長が交代に伴う引継ぎ文書の中から、当社社員が東日本事業部において、請負契約に関する利益を本来計上すべき事業年度から翌事業年度に不適切に先送りしていることを報告した資料を発見いたしました。

これを受けて当社は、調査の独立性を確保し専門的かつ客観的な見地からの調査および再発防止策の立案を行うため、2023年2月10日開催の取締役会において、当社との間に特段の利害関係のない社外の弁護士および公認会計士から構成される特別調査委員会の設置を決議し、同日より特別調査委員会による調査が開始されました。

特別調査委員会による調査の結果、2019年3月期から2022年3月期までの期間、東日本事業部を含む複数の事業部において、作業が完了したにもかかわらず、計画値を上回った利益の一部を翌事業年度に繰り越すという不適切な会計処理が行われていたことが確認されました。

当社では2016年8月、衛星事業部において原価を付け替え、資産計上する等の方法により利益を水増しする不適切会計が発覚いたしました。この背景には、事業部の実態に即さない形で策定された翌事業年度の目標計画数値の達成を強いるプレッシャーが当時の経営陣からありました。

このため当社では、2017年度以降、翌事業年度の受注、売上、利益の目標数値は、各事業部が積み上げた数字を基に、本社管理部門で精査を行い事業部と協議のうえで決定することといたしました。また、不当な利益計上に対する対策および監視に注視し、内部通報制度の運用見直し、社員コンプライアンス教育の拡充等、対策を講じてまいりました。

しかし、経営陣の了承のもと、申告に上乘せされた事業計画が本社管理部門から各事業部に指示されていたこと、別途の指示として期初の閑散期に労務費を計上するための案件の受注促進が求められていたことから、方針変更の意図が正しく伝わらず、また、経営陣が事業部の状況を十分に理解していなかったため浸透が徹底されないまま、各事業部が従前と同じような考え方で運営にあたっており

ました。このため、対策がうまく機能していませんでした。

今回の事案は、内部統制の評価範囲の中から生じたものであり、財務報告に重要な影響を及ぼすもののため、開示すべき重要な不備と認識いたしました。

【全社的な内部統制上の不備】

経営陣は、過去に発生した不適切会計は、衛星事業部など公共部門以外の事業部で起きたできごとの意識があり、公共部門ではこのようなことが起こらないと考えておりました。

このため、全社的な内部統制において、経営陣の不正の撲滅、新たな不適切会計の発生を防ぐことや早期発見への意識の欠如（統制環境）、不正に関するリスクを検討する際に不適切な案件の繰り越しに関する検討の不足（リスクの評価と対応）、本社管理部門から各事業部に対して発信したメッセージの意図が正しく伝わらなかったこと（情報と伝達）等、これらに関する内部統制の整備状況及び運用状況が有効ではありませんでした。

【案件の予算管理および売上計上に係る業務プロセスにおける不備】

これまで内部統制の評価手続を行う中で、案件の予算管理プロセスにおいては、作業実態に見合わない予算が登録されていないか、また、売上計上プロセスにおいては、売上完了計画日から遅延していないかモニタリングを行っておりました。しかしながら、上述のとおり、利益の繰り越しの処理を利用した不正が行われるリスクを過少に評価していたため、繰り越しの是非、承認方法、繰り越し金額やそれに伴う証跡に関する基準等のルールが定められておりませんでした。結果、評価範囲は妥当であったと考えられるものの、今回の事案については、内部統制が一部適切に整備および運用されておりませんでした。

上記のリスクに対する統制を整備できていなかった点については、選定された業務プロセスに対し、不適切会計につながるリスクの所在と当該リスクへの対応を検討する等の分析が不十分であったものと判断しております。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

当事業年度末日までに、改善のための十分な期間を確保することができなかったこと、設置した特別調査委員会の調査報告書の受領が2023年4月7日となったことから、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの提言を踏まえ、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

（1）経営陣の意識改革

- ① 社長メッセージの発信
- ② 取締役に対するリスクマネジメントおよび組織マネジメント研修実施
- ③ 事業部の組織マネジメントおよび業務執行を支援する本社組織の設置

- (2) 経営陣の意識が伝わるメッセージの発信
 - ① 事業計画の在り方と計画策定プロセスの見直し
 - ② 会社施策に対する現場意見聴取のチャンネル設置
 - ③ 2023年度階層別研修における不適切会計事案の学習と危機感の共有
- (3) 現場発案による再発防止策の検討
- (4) 繰越しのルールの特明確化およびチェック体制の強化
 - ① 売上／繰越しの判断基準の特明確化
 - ② 繰越し時の処理プロセスの特明確化
 - ③ 繰越しの妥当性をチェックする体制の特整備
- (5) 全ての役職員に意識や危機感を共有する研修の実施
 - ① CSR・コンプライアンス研修の新設
 - ② グローバルコンプライアンス教育の見直し・実効性向上
- (6) 人事異動の特促進（人事の特固定化の特解消）
 - ① 人事異動の特促進
 - ② 人事評価制度の特さらなる改善
- (7) その他の再発防止策
 - ① 実行予算の見直し（モニタリングの特強化）
 - ② 稟議等に係るルールの特見直し
 - ③ 決算期についての検討
 - ④ ガバナンスを含むチェック機能の特見直し

4. 財務諸表および連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務数値上の修正は、全て財務諸表および連結財務諸表に反映しております。

5. 財務諸表および連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上